

議案第 4 3 号

墨田区地域集会所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 6 月 1 0 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区地域集会所設置条例の一部を改正する条例

墨田区地域集会所設置条例（昭和 5 7 年墨田区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「前号」の次に「に掲げるもの」を加える。

別表外手集会所の項を削る。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

本所地域プラザの開館に伴い、外手集会所を廃止する必要がある。